



公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等について、同法第 22 条第 3 項の規定による措置を命ぜられる者を知ることができないため、同条第 10 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 8 年（2026 年）10 月 1 日

飯山市長 江沢 岸生



1. 当該特定空家等の所在地等

所 在 地 飯山市大字瑞穂 639 番地 2
家 屋 番 号 639 番 2
構造・規模 軽量鉄骨造鉄板葺平屋建
床面積 約 87 m²（未登記を含む）

2. 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

建物の除却及び動産等の撤去

3. 2 の措置が必要となる理由

屋根及び外壁の劣化が進行しており、これらの一部が崩落することにより、通行人等に危害を及ぼす恐れが高いなど、現状のまま放置した場合には、倒壊等により著しく保安上危険な状態と認められるため。

4. 措置の期限

令和 8 年（2026 年）10 月 15 日

5. 動産等の取り扱い

当該特定空家等の内部及びその敷地に存する動産等については、4 の期限までに搬出し、適切に処分等すること。

6. 飯山市長による措置

4 の期限までに 2 の措置が行われない場合は、措置を命ぜられるべき者の負担において、飯山市長又はその命じた者若しくは委任した者が、建物の除却及び動産等の処分を行う。

7. 担当部署

飯山市建設水道部移住定住推進課空き家対策係
電話 0269-67-0740